

令和 7 年 2 月 4 日
財 務 部 経 理 課

世田谷区行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

1 主旨

令和 7 年 1 0 月に施設使用料等を改定するため、令和 7 年区議会第一回定例会に世田谷区行政財産使用料条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年	2 月	令和 7 年区議会第一回定例会（条例改正案）
	3 月	公布（同日施行）
	1 0 月	改定後料金適用開始

世田谷区行政財産使用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区行政財産使用料条例 昭和39年3月28日条例第11号 付 則（昭和45年7月8日条例第20号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成9年3月12日条例第8号） 1 この条例は、平成9年8月1日から施行する。ただし、第8条を削る改正規定は、同年10月1日から施行する。 2 この条例による改正後の第2条、第5条、第6条及び別表の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 3 第8条を削る改正規定の施行前に使用をした行政財産の使用料に係る督促及び延滞金については、なお従前の例による。 附 則（平成12年12月11日条例第108号） 1 この条例は、平成13年2月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成13年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成14年3月13日条例第13号） 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成14年3月1日以後の使用に係る使用料について適用する。 2 この条例の施行前に既に納付されている使用料で新条例の規定が適用されるものについての新条例第7条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、新条例の規定により減額し、又は免除する額に相当する額を限度に還付することができる。 附 則（平成16年6月22日条例第33号）	○世田谷区行政財産使用料条例 昭和39年3月28日条例第11号 付 則（昭和45年7月8日条例第20号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成9年3月12日条例第8号） 1 この条例は、平成9年8月1日から施行する。ただし、第8条を削る改正規定は、同年10月1日から施行する。 2 この条例による改正後の第2条、第5条、第6条及び別表の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 3 第8条を削る改正規定の施行前に使用をした行政財産の使用料に係る督促及び延滞金については、なお従前の例による。 附 則（平成12年12月11日条例第108号） 1 この条例は、平成13年2月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成13年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成14年3月13日条例第13号） 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成14年3月1日以後の使用に係る使用料について適用する。 2 この条例の施行前に既に納付されている使用料で新条例の規定が適用されるものについての新条例第7条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、新条例の規定により減額し、又は免除する額に相当する額を限度に還付することができる。 附 則（平成16年6月22日条例第33号）

改正後	改正前
この条例は、平成16年8月1日から施行する。 附 則（平成19年12月11日条例第56号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成20年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成24年12月10日条例第56号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成25年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成26年3月7日条例第5号） 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、施行日以後の行政財産の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の行政財産の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成30年3月6日条例第8号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成30年10月1日以後の行政財産の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。 <u>附 則（令和7年3月 日条例第 号）</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料につ</u>	この条例は、平成16年8月1日から施行する。 附 則（平成19年12月11日条例第56号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成20年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成24年12月10日条例第56号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成25年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成26年3月7日条例第5号） 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、施行日以後の行政財産の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の行政財産の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成30年3月6日条例第8号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成30年10月1日以後の行政財産の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

改正後			改正前		
<u>いては、なお従前の例による。</u>					
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種別	規模等	1時間につき	種別	規模等	1時間につき
一般 施設	50平方メートル未満	<u>130</u> 円	一般 施設	50平方メートル未満	<u>100</u> 円
	50平方メートル以上70平方メートル未満	<u>350</u> 円		50平方メートル以上70平方メートル未満	<u>270</u> 円
	70平方メートル以上100平方メートル未満	<u>540</u> 円		70平方メートル以上100平方メートル未満	<u>420</u> 円
	100平方メートル以上150平方メートル未満	<u>710</u> 円		100平方メートル以上150平方メートル未満	<u>550</u> 円
	150平方メートル以上200平方メートル未満	<u>1,170</u> 円		150平方メートル以上200平方メートル未満	<u>900</u> 円
	200平方メートル以上300平方メートル未満	<u>1,490</u> 円		200平方メートル以上300平方メートル未満	<u>1,150</u> 円
	300平方メートル以上	<u>2,080</u> 円		300平方メートル以上	<u>1,600</u> 円
特殊 施設	陶芸室	4時間以内 <u>520</u> 円	特殊 施設	陶芸室	4時間以内 <u>400</u> 円
	陶芸窯室（窯の出力が25キロワット未満）	24時間以内 <u>5,140</u> 円		陶芸窯室（窯の出力が25キロワット未満）	24時間以内 <u>3,960</u> 円
	陶芸窯室（窯の出力が25キロワット以上）	24時間以内 <u>5,610</u> 円		陶芸窯室（窯の出力が25キロワット以上）	24時間以内 <u>4,320</u> 円